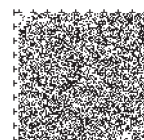


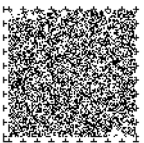
大淀町第7期障がい福祉計画・ 大淀町第3期障がい児福祉計画



令和6(2024)年3月
大 淀 町

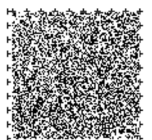
このマークは、Uni-Voice(音声)コードです。専用の読み取り装置またはスマートフォンアプリで、記載内容を音声で聞くことができます。



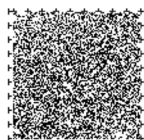


目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 関係法令等の動向	2
(1) 国の動き	2
(2) 奈良県の動き	5
3 計画の位置づけ	6
(1) 計画の法的な位置づけ	6
(2) 他計画との関連性	7
4 計画の期間	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	9
1 身体障がいのある人の状況	9
2 知的障がいのある人の状況	12
3 精神障がいのある人の状況	14
4 難病患者（特定疾患認定者）の状況	16
5 障害支援区分認定者の状況	17
6 サービス支給決定及び受給の状況	18
7 発達障がいのある人の状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本目標	21
第4章 第7期障がい福祉計画	24
1 令和8（2026）年度の数値目標	24
(1) 施設入所者の地域生活への移行	24
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	25
(3) 地域生活支援の充実	26
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	27
(5) 相談支援体制の充実・強化等	28
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	29
2 障がい福祉サービスの実績及び見込み	30
(1) 訪問系サービス	30
(2) 日中活動系サービス	33
(3) 居住系サービス	38
(4) 相談支援	40



3	地域支援事業の実績及び見込み	42
(1)	必須事業	42
(2)	任意事業	47
第5章	第3期障がい児福祉計画	48
1	令和8(2026)年度の数値目標	50
(1)	障がい児支援の提供体制の整備等	50
(2)	発達障がい者等に対する支援	51
2	障がい児福祉サービス等の実績及び見込み	52
第6章	計画の推進に向けて	55
1	計画の推進体制と評価・管理	55
2	連携・協力の推進	55
3	地域共生社会の実現	55
4	制度の円滑な実施とサービスの質の確保	56
(1)	サービス利用援助の充実	56
(2)	サービスの質の確保	56
(3)	障がい者の権利擁護の推進	57
5	計画の進行管理体制	58



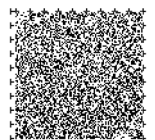


計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、平成 18(2006)年の「障害者自立支援法」が施行されたことを契機として、障がい者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 25(2013)年施行）へと改められ、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備が進められることとなりました。障がいのある人の範囲に、難病患者が加わって拡大されるとともに、施設入所から地域生活への移行や就労支援の強化を進め、障がいのある人もない人も自分らしく暮らせる社会づくりが積極的にめざされるようになりました。これらを進めるため、「障害者優先調達推進法」の施行や「障害者雇用促進法」の改正が行われ、具体的な施策が充実してきています。

日本は平成 26(2014)年に「障害者権利条約」を締結しましたが、国連の権利委員会による初めての審査が令和 4(2022)年 8 月に行われ、懸念と勧告がまとめられました。勧告では、精神科病院での無期限の入院の禁止や、施設から地域生活への移行をめざす法的な枠組みづくり、障がいのある子とない子がともに学ぶ「インクルーシブ教育」の確立のためにすべての障がいのある生徒が個別支援を受けられるよう計画を立てるといった対応の必要性が指摘されました。また、障がいのある人の強制入院を「差別」とし、自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止するよう要請され、旧優生保護法下で不妊手術を強いられた被害者への謝罪や、申請期間を限らない救済なども盛り込まれました。



大淀町（以下「本町」という。）では、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年を計画期間とする「第6期大淀町障がい福祉計画・第2期大淀町障がい児福祉計画」（以下「前期計画」という。）を令和3(2021)年3月に策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。

このたび、前期計画が令和5(2023)年度をもって終了することから、国・奈良県の動向や本町におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、さらなる障がい福祉施策の充実に向け、令和8(2026)年度までの目標及び障がい福祉サービス等の見込量などを定めた「第7期大淀町障がい福祉計画・第3期大淀町障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 関係法令等の動向

(1) 国の動き

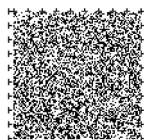
■障害者虐待防止法の施行

平成24(2012)年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務づけることなどが盛り込まれています。

■障害者総合支援法の施行と改正

従来の障害者自立支援法が平成25(2013)年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正・施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成30(2018)年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。



■障害者優先調達推進法の施行

平成 25(2013)年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

■障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25(2013)年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布され、平成 28(2016)年4月に施行されました。障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

■障害者雇用促進法の改正と施行

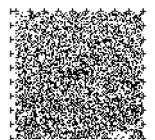
平成 25(2013)年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成 28(2016)年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30(2018)年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

■成年後見制度利用促進法の施行

平成 28(2016)年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年5月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

■発達障害者支援法の改正

平成 28(2016)年8月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。



■読書バリアフリー法の施行

令和元(2019)年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布、施行され、地域の図書館に「読書」の困難な障がいのある人が利用しやすい資料、例えば点字図書や拡大図書、録音図書、電子データなどを充実させることや、そうした資料の作成の支援、図書データのダウンロードや利用に関する支援、端末機器の入手の支援、国会図書館と全国の図書館をネットワークでつなぐこと、利用しやすい電子書籍の販売の促進、人材の育成や関係者間の協議の場を設けることなどが規定されました。

■地域共生社会を実現するための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行

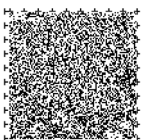
令和2(2020)年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました（令和3(2021)年4月に施行）。高齢者や障がいのある人、子どもといった、これまでの対象分野ごとに立てられていた福祉の領域の縦割りをなくし、引きこもりや貧困、介護などの複合的な問題に市区町村が包括的に対応できるようにすることなどが規定されました。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部改正

令和3(2021)年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」が公布されました（令和6(2024)年4月に施行）。障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務づけるとともに、行政機関相互間の連携強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講じることなどが規定されました。

■医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）の施行

令和3(2021)年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行されました。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することなどが規定されました。



■障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行

令和4(2022)年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が公布・施行されました。すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することなどが規定されました。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正

令和4(2022)年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が可決されました（令和6(2024)年4月施行）。障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることなどが規定されました。

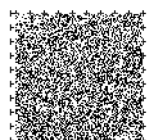
（2）奈良県の動き

■奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の施行

障がいのある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことができる奈良県づくりをめざし、平成28(2016)年4月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されました。

■奈良県手話言語条例の施行

手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現をめざし、平成29(2017)年4月に「奈良県手話言語条例」が施行されました。



■奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例の施行

重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児（者）が身近な地域において生涯にわたり支援を受けられるよう、施策を総合的かつ計画的に推進することをめざし、令和3（2021）年4月に「奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例」が施行されました。

■奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例の施行

奈良県の地域福祉に関する基本的な考え方を示し、県民の困りごとの把握から適切な支援へとつなぐ仕組みを県と市町村が連携及び協働して構築することをめざし、令和4（2022）年4月に「奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例」が施行されました。

■奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例の施行

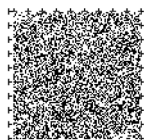
障がいのある人及びその家族等に寄り添い、つながり続けながら、切れ目のない支援を行う仕組みを奈良県や市町村、関係機関等が連携して構築することにより、障がいのある人が生涯にわたり、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かに生きる社会の実現をめざし、令和5（2023）年4月に「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」が施行されました。

3 計画の位置づけ

（1）計画の法的な位置づけ

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条に基づく市町村障害福祉計画と、「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

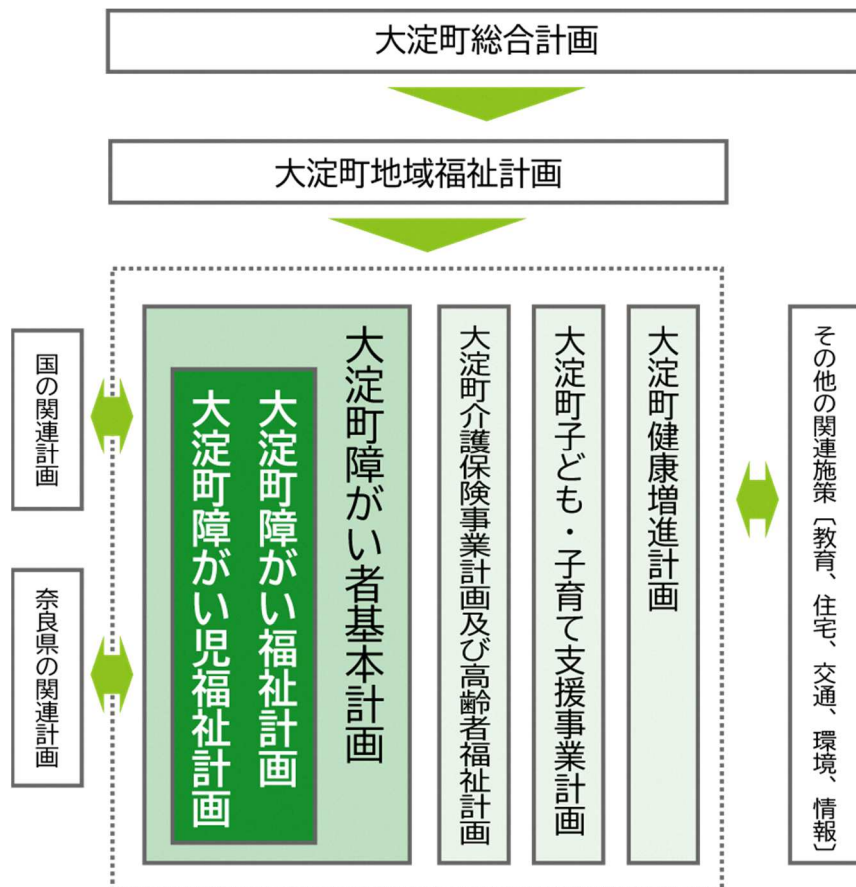
大淀町障がい福祉計画	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、国の基本指針及び奈良県の計画を踏まえ、取組の成果目標、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の提供に係る見込量、体制の確保のための方策等を定めます。
大淀町障がい児福祉計画	障がいのある子どもの健やかな育成や発達支援に向け、国の基本指針及び奈良県の計画を踏まえ、取組の成果目標、障がい児福祉サービス等の提供に係る見込量、体制の確保のための方策等を定めます。



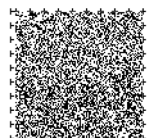
(2) 他計画との関連性

本計画は、「大淀町総合計画」を最上位計画、「大淀町地域福祉計画」を上位計画として、「大淀町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「大淀町子ども・子育て支援事業計画」、「大淀町健康増進計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。

さらに、SDGs^{*1}の視点を踏まえた、経済・社会・環境を巡る広範な課題への総合的な取組を進めることが求められており、施策の評価・検証を通じて、意識の醸成・定着につなげながら、SDGsの達成に貢献していくものとします。



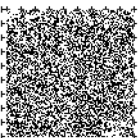
^{*1} SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略語。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12(2030)年を期限とする国際目標です。SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3か年とします。

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
大淀町障がい者基本計画	第3次計画								
大淀町障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
大淀町障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		





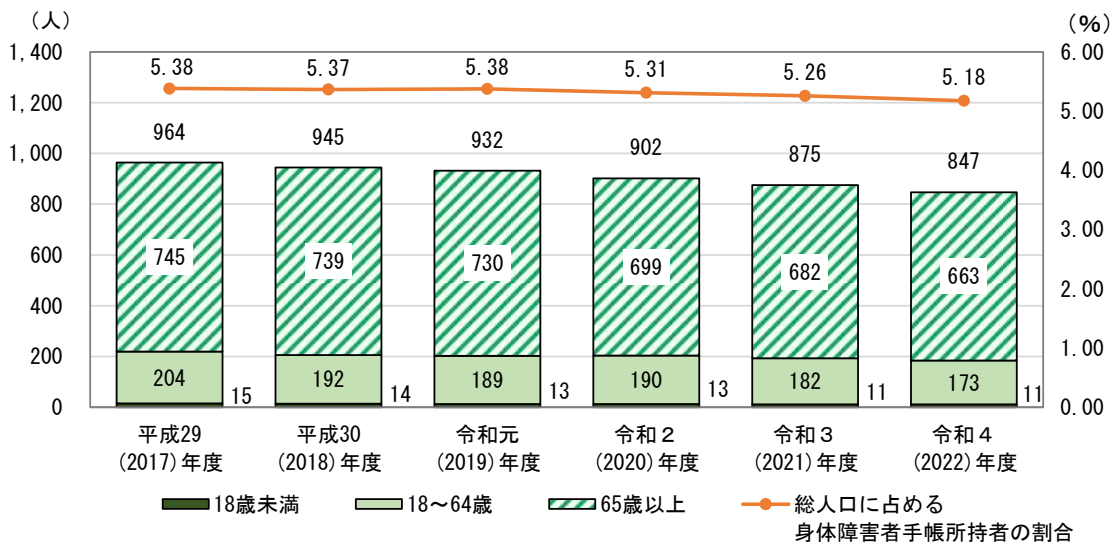
第2章

障がいのある人を取り巻く現状

1 身体障がいのある人の状況

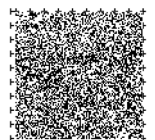
身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、年齢別にみると、令和4(2022)年度では「18歳未満」が11人、「18～64歳」が173人、「65歳以上」が663人で、合計847人となっています。

また、総人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は、令和元(2019)年度以降は減少しており、令和4(2022)年度で5.18%となっています。

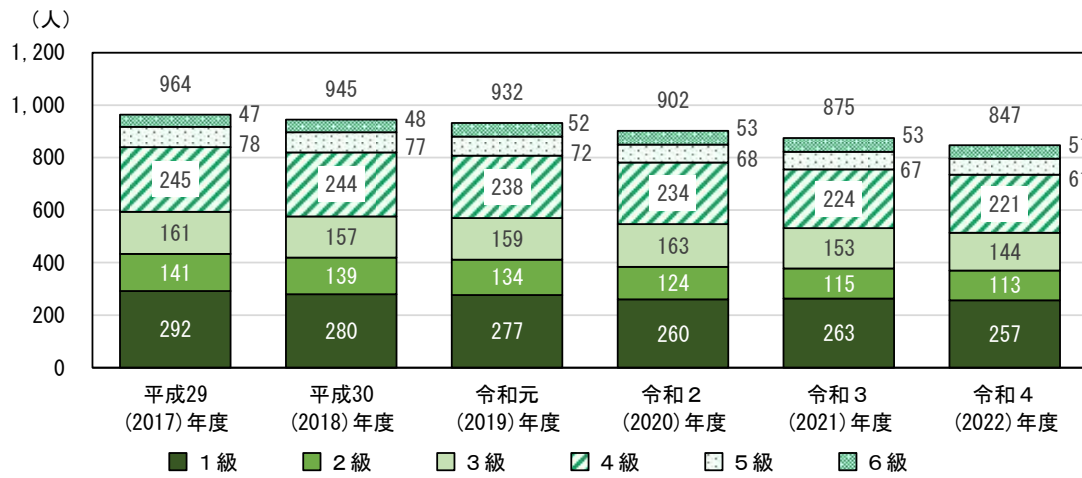


項目	単位	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
身体障害者手帳所持者	人	964	945	932	902	875	847
18歳未満	人	15	14	13	13	11	11
18～64歳	人	204	192	189	190	182	173
65歳以上	人	745	739	730	699	682	663
総人口	人	17,911	17,612	17,336	16,977	16,641	16,364
うち身体障害者手帳所持者の割合	%	5.38	5.37	5.38	5.31	5.26	5.18

(各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳人口)

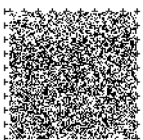


身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、令和4(2022)年度では「1級」が257人で最も多く、次いで「4級」が221人、「3級」が144人となっています。

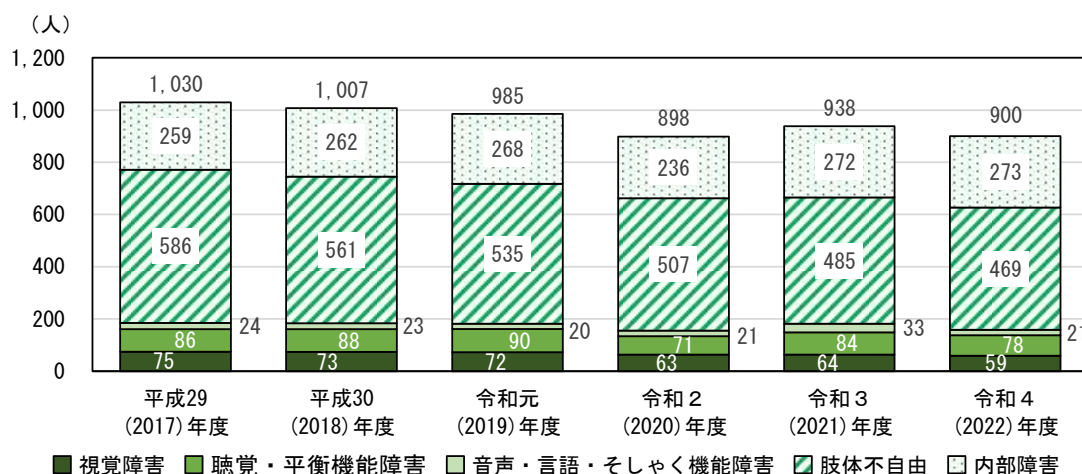


等級別 身体障害者手帳所持者	単位	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
1級	人	292	280	277	260	263	257
2級	人	141	139	134	124	115	113
3級	人	161	157	159	163	153	144
4級	人	245	244	238	234	224	221
5級	人	78	77	72	68	67	61
6級	人	47	48	52	53	53	51
合計	人	964	945	932	902	875	847

(各年度3月31日現在)



身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、令和4(2022)年度では「肢体不自由」が469人で最も多く、次いで「内部障害」が273人、「聴覚・平衡機能障害」が78人となっています。



障がいの種類別 身体障害者手帳所持者	単位	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
視覚障害	人	75	73	72	63	64	59
聴覚・平衡機能障害	人	86	88	90	71	84	78
音声・言語・そしゃく機能障害	人	24	23	20	21	33	21
肢体不自由	人	586	561	535	507	485	469
内部障害	人	259	262	268	236	272	273
合計	人	1,030	1,007	985	898	938	900

※障がい種別には重複が含まれており、障がい種別の合計は身体障害者手帳保持者数の合計と一致しません。

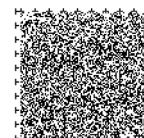
(各年度3月31日現在)

身体障害者手帳所持者数を障がい種類別・等級別にみると、令和5(2023)年3月31日現在では「視覚障害」「音声・言語・そしゃく機能障害」「内部障害」は「1級」が最も多く、「聴覚・平衡機能障害」は「6級」が最も多く、「肢体不自由」は「4級」が最も多くなっています。

項目	単位	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	人	24	14	10	3	5	3	59
聴覚・平衡機能障害	人	8	12	12	22	0	24	78
音声・言語・そしゃく機能障害	人	10	6	3	2	0	0	21
肢体不自由	人	82	88	76	143	57	23	469
内部障害	人	164	5	48	56	0	0	273
合計	人	288	125	149	226	62	50	900

※障がい種別には重複が含まれており、障がい種別の合計は身体障害者手帳保持者数の合計と一致しません。

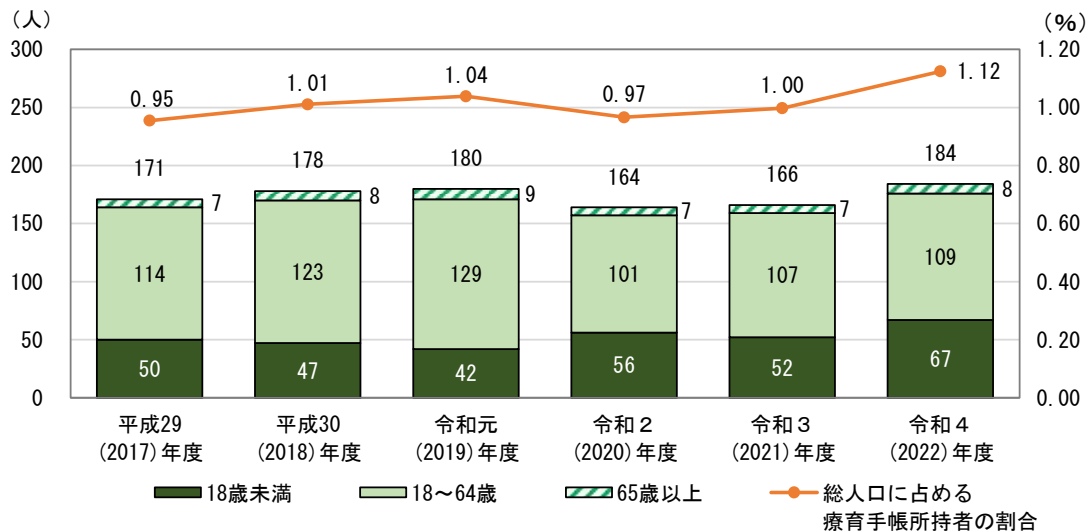
(令和5(2023)年3月31日現在)



2 知的障がいのある人の状況

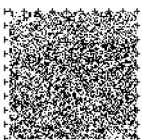
療育手帳所持者数は増減を繰り返しており、年齢別にみると、令和4(2022)年度では「18歳未満」が67人、「18～64歳」が109人、「65歳以上」が8人で、合計184人となっています。

また、総人口に占める療育手帳所持者の割合は1%前後で推移しています。

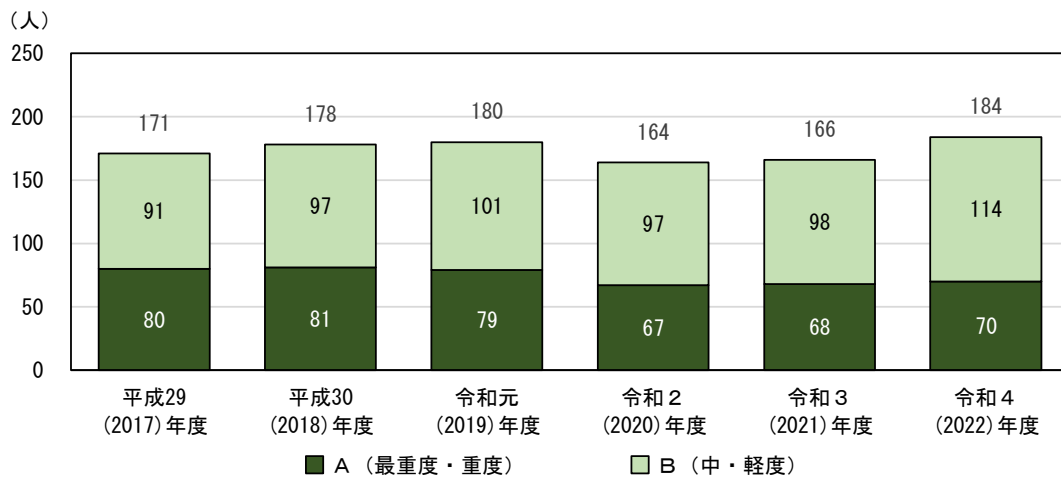


項目	単位	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
療育手帳所持者	人	171	178	180	164	166	184
18歳未満	人	50	47	42	56	52	67
18～64歳	人	114	123	129	101	107	109
65歳以上	人	7	8	9	7	7	8
総人口	人	17,911	17,612	17,336	16,977	16,641	16,364
うち療育手帳所持者の割合	%	0.95	1.01	1.04	0.97	1.00	1.12

(各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳人口)

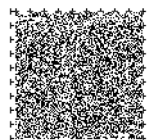


療育手帳所持者数を障がいの程度別にみると、令和4(2022)年度では「A(最重度・重度)」が70人、「B(中・軽度)」が114人となっています。



障がいの程度別 療育手帳所持者	単位	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
A (最重度・重度)	人	80	81	79	67	68	70
B (中・軽度)	人	91	97	101	97	98	114
合計	人	171	178	180	164	166	184

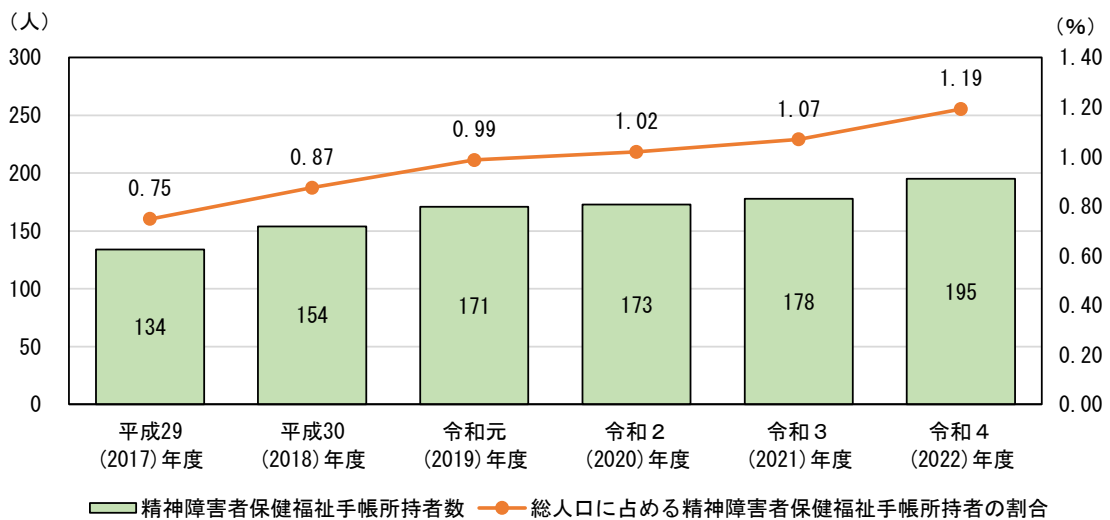
(各年度3月31日現在)



3 精神障がいのある人の状況

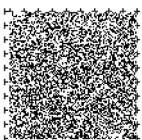
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加で推移しており、令和4(2022)年度で195人となっています。

また、総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は、年々増加しており、令和4(2022)年度で1.19%となっています。

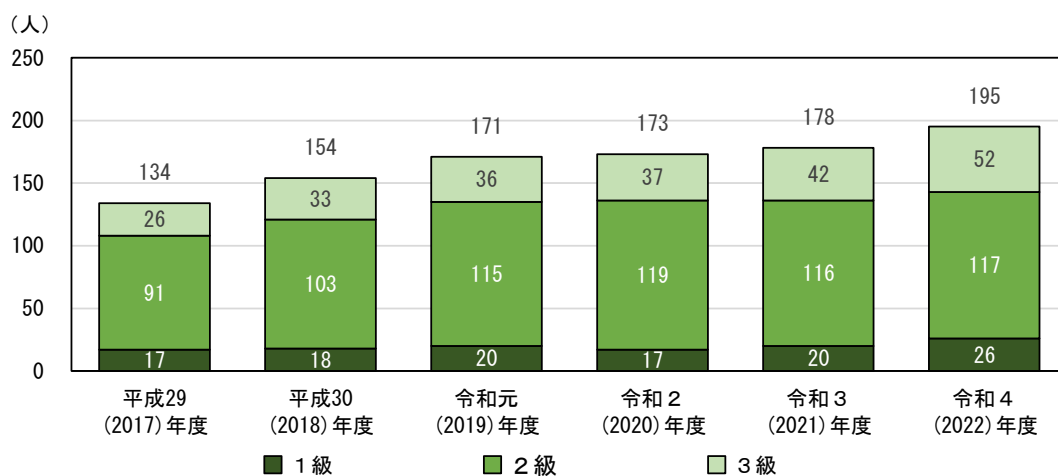


項目	単位	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
精神障害者保健福祉手帳所持者	人	134	154	171	173	178	195
総人口	人	17,911	17,612	17,336	16,977	16,641	16,364
うち精神障害者保健福祉手帳 所持者の割合	%	0.75	0.87	0.99	1.02	1.07	1.19

(各年度3月31日現在、総人口は住民基本台帳人口)

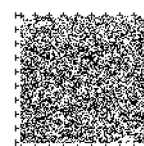


精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、令和4(2022)年では「2級」が117人で最も多く、次いで「3級」が52人、「1級」が26人となっています。



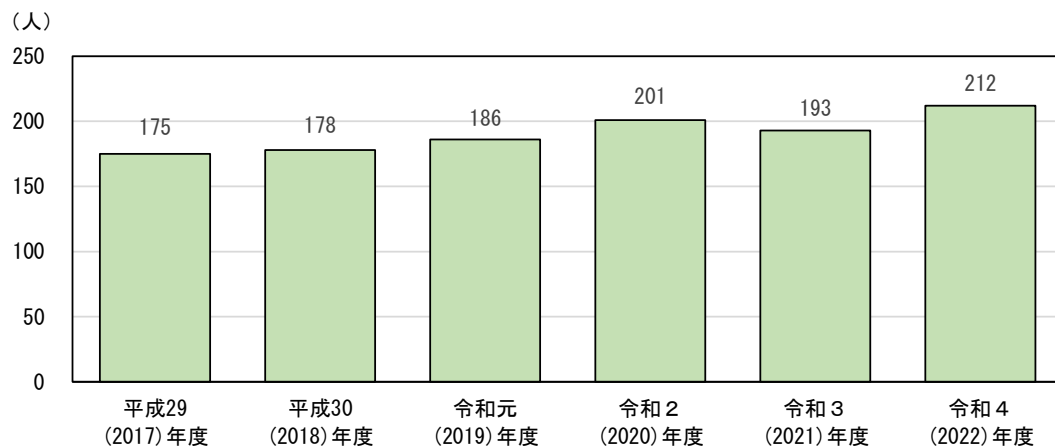
等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者	単位	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
1 級	人	17	18	20	17	20	26
2 級	人	91	103	115	119	116	117
3 級	人	26	33	36	37	42	52
合計	人	134	154	171	173	178	195

(各年度 3 月 31 日現在)



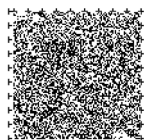
4 難病患者（特定疾患認定者）の状況

難病患者数（特定疾患認定患者数）は増減を繰り返しており、令和4（2022）年で212人となっています。



(各年度3月31日現在)

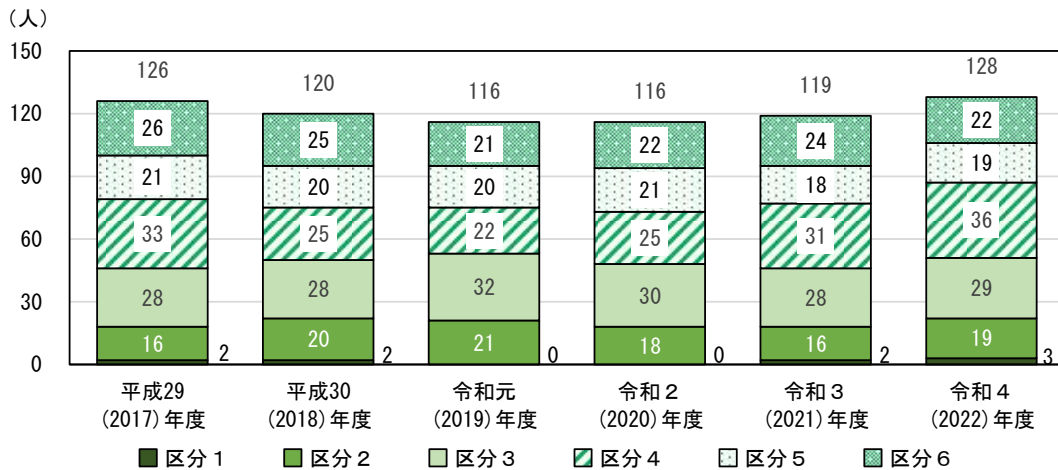
なお、障害者総合支援法によるサービスの対象疾患は、令和3（2021）年11月現在、366疾病となっています。



5 障害支援区分認定者の状況

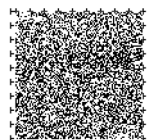
障害支援区分とは、障がいのある人に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分で、介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用が可能となっています。

障害支援区分認定者数は令和2(2020)年度以降は増加傾向で推移しており、区分別にみると、令和4(2022)年度では「区分4」が36人で最も多く、次いで「区分3」が29人、「区分6」が22人となっています。



障害支援区分認定者	単位	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
区分 1	人	2	2	0	0	2	3
区分 2	人	16	20	21	18	16	19
区分 3	人	28	28	32	30	28	29
区分 4	人	33	25	22	25	31	36
区分 5	人	21	20	20	21	18	19
区分 6	人	26	25	21	22	24	22
合計	人	126	120	116	116	119	128

(各年度 3月 31日現在)



障害支援区分認定者数を主な障がい種別にみると、令和5(2023)年3月31日現在では「知的障がい者」が55人で最も多く、次いで「身体障がい者」が43人、「精神障がい者」が30人となっています。

また、内訳をみると、身体障がい者は「区分6」が17人で最も多く、知的障がい者は「区分4」が22人で最も多く、精神障がい者は「区分2」が12人で最も多くなっています。

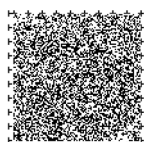
項目	単位	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
区分1	人	0	2	1
区分2	人	5	2	12
区分3	人	8	11	10
区分4	人	8	22	6
区分5	人	5	13	1
区分6	人	17	5	0
合計	人	43	55	30

(令和5(2023)年3月31日現在)

6 サービス支給決定及び受給の状況

サービス支給決定者数は増加傾向で推移しており、令和5(2023)年で243人となっており、支給決定を受けてサービスを利用した人(受給者)は90.5%となっています。

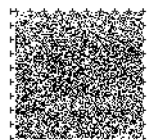
また、障がい別にみると、令和5(2023)年で、支給決定者・受給者ともに「障がい児」が最も多く、次いで「知的障がい者」、「身体障がい者」、「精神障がい者」の順となっています。



サービス支給決定者	単位	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
全体	人	204	209	215	217	224	235	243
うち受給者	人	187	193	191	189	202	212	220
給付率	%	91.7	92.3	88.8	87.1	90.2	90.2	90.5
身体障がい者	人	51	49	49	48	50	52	48
うち受給者	人	48	45	44	41	45	49	46
給付率	%	94.1	91.8	89.8	85.4	90.0	94.2	95.8
知的障がい者	人	65	63	63	62	66	66	68
うち受給者	人	60	62	60	60	62	63	64
給付率	%	92.3	98.4	95.2	96.8	93.9	95.5	94.1
精神障がい者	人	41	47	52	48	44	46	45
うち受給者	人	37	39	43	37	39	39	41
給付率	%	90.2	83.0	82.7	77.1	88.6	84.8	91.1
障がい児	人	47	50	51	59	64	71	82
うち受給者	人	42	47	44	51	56	61	69
給付率	%	89.4	94.0	86.3	86.4	87.5	85.9	84.1

※令和 5 (2023) 年度の支給決定は 10 月 11 日時点で、受給者は 8 月提供分のデータとなっている。

(各年度 10 月現在)



項目	単位	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	全体	区分なし	合計
全体	人	2	18	26	30	17	23	116	104	220
身体障がい者	人	0	5	7	7	5	16	40	6	46
知的障がい者	人	1	3	11	19	11	7	52	12	64
精神障がい者	人	1	10	8	4	1	0	24	17	41
障がい児	人	0	0	0	0	0	0	0	69	69

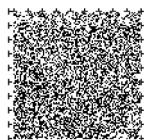
※「区分なし」は、障がい児、同行援護、訓練等給付（自立訓練、就労系サービス、グループホーム）利用者です。

（令和5（2023）年10月現在）

7 発達障がいのある人の状況

発達障がいのある人の場合、他の障がいと違って、特有の手帳等がないため、人数把握は難しい状況にあります。発達障がいのある人は必要に応じて、知的障がいを伴う場合は療育手帳、知的障がいを伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得しています。

学校や社会における発達障がいに関する認識の広がりとともに、就学後（高等教育機関含む）や一般企業等に所属する当事者や保護者、関係者からの相談が増加することが見込まれます。





第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての町民が一個人として尊重され、支援の受け手や支え手という関係を超えて、ともに暮らし、ともに支えあうことでお互いの尊さへの認識を深め、ともに喜びを感じて生きていける「地域共生社会」の実現をめざすことや、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を無くし、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを地域のみみんなの力で進めることは、とても重要になります。

本町では、令和3(2021)年3月に策定した「大淀町第3次障がい者基本計画」において、『ともに生きる おもいやりのまちづくり』を基本理念としており、本計画においても、「大淀町第3次障がい者基本計画」と同じ基本理念を設定します。

基本理念

ともに支えあい生きる おもいやりと安心のまちづくり

2 基本目標

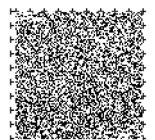
めざすべき基本理念を実現するための4つの基本目標を、次のように設定します。

基本目標1 とともに理解し、地域で交流できるまちづくり

障がいのある人が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあい、誰もが暮らしやすい地域共生社会を築いていくために、様々な障がいの特性や、障がいのある人への理解を進めます。

障がいのある人を地域で支えあい、助けあうことができる交流の機会の促進に取り組みます。

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、関係機関・団体等と連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた周知・啓発活動を展開し、障がいのある人に対する差別解消の実効性ある取組を行います。



基本目標2 暮らしやすいまちづくり

障がいのある人が、自由に社会活動に参画できるよう、建物や道路等だけでなく情報の伝達や移動手段の充実に取り組み、快適に暮らせるまちづくりをめざします。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人とその家族の多様なニーズに応じたサービスの充実を図ります。

障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図るとともに、文化・芸術活動等を通じて共に活動し、交流する仲間づくりを進めるとともに、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めます。

障がいのある人が、一人ひとりの適性や能力に応じて就労できるよう、雇用・就労の支援に取り組み、経済的自立の実現をめざします。

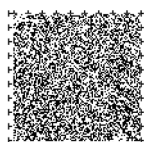
基本目標3 情報にアクセスしやすいまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、情報提供・相談支援など、障がいのある人とその家族のニーズに応じたサービスの充実を図ります。

障がいのある人が必要とする情報に円滑にアクセスすることができるよう、また障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

基本目標4 安心・安全なまちづくり

障がいの有無にかかわらず、地域や学校で共に質の高い教育を受けることができる環境の整備・充実を図るとともに、障がいに対する理解を深める取組を推進します。さらに、学校と福祉や保健、医療等の関係機関が連携を図りながら、障がいのある子どもの可能性を伸ばし、持てる力を十分発揮できるよう、早期療育の充実をめるとともに、学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援の充実を図ることで、障がいのある人もない人も、地域の一員として、共に豊かな生活を送ることができる共生社会の実現を図ります。



障がいのある人が、地域の一員として健康でこころ健やかに暮らすことができるよう、地域での支援の充実を図ります。

障がいの原因となる疾病の予防、障がいを早期に発見・対応できるよう、生活習慣予防の健康教育や健康相談など、保健事業の充実を図ります。

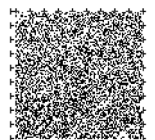
障がいのある人が安心して受診できる医療体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携をとりながら相談・指導の充実を図ります。

入院中の精神に障がいのある人の早期退院、地域移行を推進し、社会的入院の解消を推進します。また、障がいのある人が、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けられるように、地域医療体制等との連携を図ります。

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活を送ることができるように、災害に強い地域づくりを推進しつつ、災害発生時には障がい特性に配慮した情報提供や避難支援を推進し、福祉避難所及び福祉避難スペースを含む避難所の確保に継続して取り組むとともに、福祉・医療サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・問題解決等を実施する関係機関と連携を強化し、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。

また、障がいのある人が犯罪被害者等となった場合については、令和2(2020)年4月1日に施行された「大淀町犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害の早期回復及び軽減を図るとともに、必要な支援を行います。その他、消費者被害については、消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。





第7期障がい福祉計画

1 令和8(2026)年度の数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

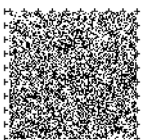
- 地域移行者数：令和4(2022)年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4(2022)年度末の5%以上削減

令和8(2026)年度に向けた本町

項目		数値		考え方
A	令和4(2022)年度末時点の福祉施設の入所者	実績値	22人	令和4(2022)年度末時点の福祉施設入所者数
B	Aのうち、令和8(2026)年度までの地域生活への移行者	目標値	1人	福祉施設からグループホームや一般住宅等へ移行した者の数
C	令和8(2026)年度末時点の福祉施設の入所者	目標値	21人	令和8(2026)年度末時点の福祉施設入所者数
D	地域生活移行率	目標値	6%	B/A
E	入所者数削減率	目標値	5%	(A-C)/A

本町の目標達成に向けた取組

- 施設入所者及び家族等の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、施設・家族等との調整を取りながらサービスの調整・確保を図り、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。
- 社会資源が少ない状況から町外の施設や事業所等との連携を強化し、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

○保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために、精神障がい者の支援に関する協議の場の一年間の開催回数を見込みを設定すること

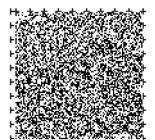
令和8(2026)年度に向けた本町の目標

保健、医療及び福祉関係者による協議の場	令和4 (2022)年度 【実績値】	令和6 (2024)年度 【目標値】	令和7 (2025)年度 【目標値】	令和8 (2026)年度 【目標値】
開催回数	1回	2回	4回	7回
関係者参加人数	25人	40人	70人	150人

※奈良県等が開催する協議の場を含む

本町の目標達成に向けた取組

○精神障がいのある人を取り巻く医療機関等の各機関との連携を深めながら、必要な支援体制の検討を行っていきます。



(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討すること
- 強度行動障害を有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

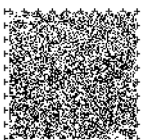
令和8(2026)年度に向けた本町の目標

地域生活支援拠点等		令和4 (2022)年度 【実績値】	令和6 (2024)年度 【目標値】	令和7 (2025)年度 【目標値】	令和8 (2026)年度 【目標値】
地域生活支援拠点等の整備箇所数		5か所(圏域)	5か所(圏域)	5か所(圏域)	5か所(圏域)
コーディネーターの配置、 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	検討	構築	構築	構築
	コーディネーターの配置人数	0人	1人	1人	1人
機能の充実に向けての運用状況の検証・検討の実施		—	1回	2回	2回

強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実		令和4 (2022)年度 【実績値】	令和6 (2024)年度 【目標値】	令和7 (2025)年度 【目標値】	令和8 (2026)年度 【目標値】
支援ニーズの把握		—	検討	把握	把握
地域の関係機関が連携した支援体制の整備		—	検討	整備	整備

本町の目標達成に向けた取組

- 南和圏域の市町村で連携・協働しながらネットワークの構築及びニーズの把握を進めます。
- 地域自立支援協議会を中心に、ネットワークの構築及びニーズの把握を進めます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 一般就労への移行者数：令和3(2021)年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合：就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3(2021)年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

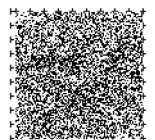
令和8(2026)年度に向けた本町の目標

就労移行支援事業等を通じた福祉施設から一般就労への移行者数	令和3 (2021)年度末 【実績値】	令和4 (2022)年度末 【実績値】	令和6 (2024)年度末 【目標値】	令和7 (2025)年度末 【目標値】	令和8 (2026)年度末 【目標値】
一般就労への移行者数	1人	0人	2人	2人	2人
うち就労移行支援事業利用者	0人	0人	1人	1人	1人
うち就労継続支援A型利用者	1人	0人	1人	1人	1人
うち就労継続支援B型利用者	0人	0人	0人	0人	0人
うち生活介護・自立訓練	0人	0人	0人	0人	0人

就労移行支援事業所ごとの実績の確保・向上	令和4 (2022)年度末 【実績値】	令和6 (2024)年度末 【目標値】	令和7 (2025)年度末 【目標値】	令和8 (2026)年度末 【目標値】
就労移行支援事業所数【A】	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【B】	0事業所	1事業所	1事業所	1事業所
割合【B/A】	0%	50%	50%	50%

項目	令和3 (2021)年度末 【実績値】	令和4 (2022)年度末 【実績値】	令和6 (2024)年度末 【目標値】	令和7 (2025)年度末 【目標値】	令和8 (2026)年度末 【目標値】
就労定着支援事業の利用者数	5人	2人	7人	7人	7人

事業所ごとの就労定着率	令和4 (2022)年度末 【実績値】	令和6 (2024)年度末 【目標値】	令和7 (2025)年度末 【目標値】	令和8 (2026)年度末 【目標値】
就労定着支援事業所数【A】	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所
就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合）が7割以上の事業所数【B】	0事業所	1事業所	1事業所	1事業所
割合【B/A】	0%	100%	100%	100%



本町の目標達成に向けた取組

○一般就労への移行については、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら障がいのある人の就労を支援していきます。

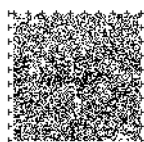
(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善

令和8(2026)年度に向けた本町の目標

項目	令和4 (2022)年度末 【実績値】	令和6 (2024)年度末 【目標値】	令和7 (2025)年度末 【目標値】	令和8 (2026)年度末 【目標値】
基幹相談支援センターの設置	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	—	確保	確保	確保
地域の相談支援事業所を対象とした各種研修会の実施	1 回	1 回	1 回	1 回
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援（アウトリーチ支援）件数	1 事業所	3 事業所	3 事業所	3 事業所
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の連携会議の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回
南和圏域における主任相談支援専門員（専従）の配置数	0 人	1 人	1 人	1 人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	—	実施	実施	実施
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	1 回	1 回	1 回	1 回
参加事業者・機関数	約 30 事業者	10 事業者	10 事業者	10 事業者
地域課題の検討回数（会議回数）	—	3 回	3 回	3 回



本町の目標達成に向けた取組

- 主任相談支援専門員については、奈良県や近隣市町村との協働により圏域配置をめざします。
- 奈良県、近隣市町村及び関係機関とのネットワークの構築の強化、相談支援体制の充実をめざします。
- 地域自立支援協議会を活用し、関係機関の連携を取りながら相談支援体制の充実・強化を図ります。

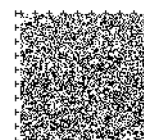
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

- 各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築すること

本町の目標達成に向けた取組

- 奈良県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加し、職員の質の向上をめざします。
- 障がいのある人が安心して暮らしていけるよう、個々の障がいに応じて、障がい福祉サービスの質的向上を図りながら、障がいの種別や程度に応じて適切なサービスが提供されるよう体制の整備を図ります。



2 障がい福祉サービスの実績及び見込み

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
実利用者数	見込量	人/月	35	38	41	41	43	44
	実績値	人/月	39	39	40			
総利用時間	見込量	時間/月	458	498	537	545	563	583
	実績値	時間/月	485	521	510			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では3年間で実利用者数を4人、総利用時間を73時間の増加と見込んでいます。

②重度訪問介護

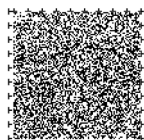
重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
実利用者数	見込量	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
総利用時間	見込量	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間/月	0	0	0			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績がないため、第7期計画期間の見込量を設定していません。



③同行援護

重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
実利用者数	見込量	人/月	9	9	9	9	10	10
	実績値	人/月	8	9	9			
総利用時間	見込量	時間/月	178	178	178	142	148	155
	実績値	時間/月	126	134	140			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では3年間で実利用者数を1人、総利用時間を15時間の増加と見込んでいます。

④行動援護

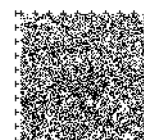
知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
実利用者数	見込量	人/月	12	12	13	9	9	9
	実績値	人/月	11	11	10			
総利用時間	見込量	時間/月	290	290	314	249	241	237
	実績値	時間/月	297	279	265			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が減少傾向にあったことから、第7期計画期間では3年間で実利用者数を1人、総利用時間を28時間の減少と見込んでいます。



⑤重度障がい者等包括支援

障害支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人／月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人／月	0	0	0			
総利用時間	見込量	時間／月	0	0	0	0	0	0
	実績値	時間／月	0	0	0			

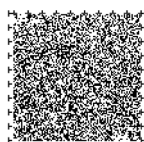
※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績がないため、第7期計画期間の見込量を設定していません。

訪問系サービスの見込量を確保するための方策

- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、サービス提供体制を充実させるため町内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけます。
- 介護保険サービス事業所に対し障がい福祉サービスへの参入を促すことで、ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。



(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	51	52	53	49	48	47
	実績値	人/月	53	51	50			
延利用者数	見込量	人日/月	1,068	1,089	1,110	938	916	895
	実績値	人日/月	1,017	987	970			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が減少傾向にあったことから、第7期計画期間では実利用者数を年1人ずつ減少すると見込んでいます。

②自立訓練（機能訓練）

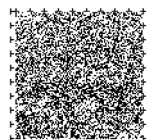
生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			
延利用者数	見込量	人日/月	0	0	0	0	0	0
	実績値	人日/月	0	0	0			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績がないため、第7期計画期間の見込量を設定していません。



③自立訓練（生活訓練）

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	1	1	2	3	4	5
	実績値	人/月	0	1	2			
延利用者数	見込量	人日/月	22	22	24	64	89	112
	実績値	人日/月	0	22	33			

※令和5（2023）年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では実利用者数を年1人ずつ増加すると見込んでいます。

④就労選択支援

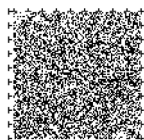
就労移行支援や就労継続支援といった「就労系障がい福祉サービス」を利用する前に、当事者が事業者と共同して就労アセスメントを行うことで、より適切なサービスを選択できるようサポートを行います。

項目		単位	第7期計画期間		
			令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	-	0	0
延利用者数	見込量	人日/月	-	0	0

<見込量算出の考え方>

令和7（2025）年10月より開始予定の事業です。

利用実績がないため、第7期計画期間の見込量を設定していません。



⑤就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	4	5	6	4	5	6
	実績値	人/月	0	2	3			
延利用者数	見込量	人日/月	77	96	116	61	77	92
	実績値	人日/月	0	23	43			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では実利用者数を年1人ずつ増加すると見込んでいます。

⑥就労継続支援（A型）

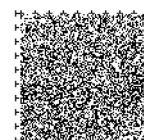
就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	10	11	12	3	3	3
	実績値	人/月	6	4	4			
延利用者数	見込量	人日/月	188	207	225	64	59	55
	実績値	人日/月	109	78	70			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が減少傾向にあったことから、第7期計画期間では3年間で実利用者数が1人減少すると見込んでいます。



⑦就労継続支援（B型）

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	48	50	52	54	55	57
	実績値	人/月	51	51	52			
延利用者数	見込量	人日/月	794	827	860	852	875	900
	実績値	人日/月	720	812	839			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では3年間で実利用者数が5人増加すると見込んでいます。

⑧就労定着支援

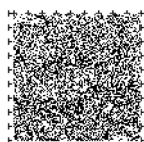
就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	4	5	6	1	1	1
	実績値	人/月	4	1	1			
延利用者数	見込量	人日/月	8	10	12	12	12	12
	実績値	人日/月	5	2	1			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が概ね横ばいであったことから、第7期計画期間も横ばいで見込んでいます。



⑨療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	1	1	1			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が横ばいであったことから、第7期計画期間も横ばいで見込んでいます。

⑩短期入所

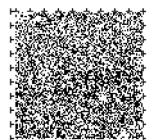
居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	14	15	16	14	16	18
	実績値	人/月	11	12	12			
延利用者数	見込量	人日/月	45	48	52	94	108	121
	実績値	人日/月	48	83	77			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では実利用者数が年2人ずつ増加すると見込んでいます。



日中活動系サービスの見込量を確保するための方策

- NPO法人、社会福祉法人、民間事業者などの事業参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- 障がい者施設におけるサービスの現状などを適時把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。
- 医療的ケアの必要な障がいのある人などに対するサービス基盤の整備について奈良県や医療機関等とともに検討を進めます。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしへ移行した人に対して、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないかを確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
実利用者数	見込量	人/月	1	1	1	0	0	0
	実績値	人/月	0	0	0			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績がないため、第7期計画期間の見込量を設定していません。

②共同生活援助（グループホーム）

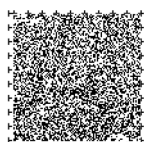
就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
実利用者数	見込量	人/月	15	15	15	26	29	32
	実績値	人/月	17	21	24			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第7期計画期間では3年間で実利用者数が8人増加すると見込んでいます。



③施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
実利用者数	見込量	人/月	21	22	23	22	22	21
	実績値	人/月	21	22	23			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績は増加傾向でしたが、第7期計画期間では3年間で実利用者数が2人減少すると見込んでいます。

居住系サービスの見込量を確保するための方策

- 家族介護者の高齢化や親亡き後も身近な地域で生活支援できるよう、グループホームなどの開設を促進します。また、グループホームや施設の利用状況等を把握し、適切にサービスが提供できるよう支援します。
- 障がい者施設におけるサービスの現状などを適時把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。



(4) 相談支援

①計画相談支援

町が指定する特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を考慮し介護給付費等の支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年2回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適切かを検討します。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	44	49	54	36	36	36
	実績値	人/月	37	37	36			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績は減少傾向でしたが、第7期計画期間では横ばいで見込んでいます。

②地域移行支援

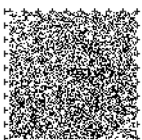
障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

項目		単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	0	0	0			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績はありませんでしたが、第7期計画期間では1人見込んでいます。



③地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がいのある人等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

項目	単位	第6期計画期間			第7期計画期間		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	0	0	0		

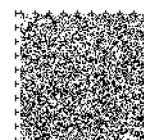
※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第6期計画期間中の利用実績はありませんでしたが、第7期計画期間では1人見込んでいます。

相談支援の見込量を確保するための方策

- 民間事業者などの参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- 町内及び圏域内において、奈良県、近隣市町村及び事業所等と連携し、相談支援従事者の確保をめざします。
- 相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。



3 地域支援事業の実績及び見込み

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

②自発的活動支援事業

障がい者（児）やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

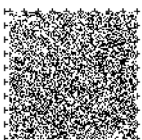
③相談支援事業

ア) 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの障がい者（児）福祉に関する相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1

※令和5(2023)年度は実績見込み



イ) 基幹相談支援センター

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
設置の有無	無	無	無	有	有	有

ウ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。

項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施の有無	無	無	無	有	有	有

エ) 住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

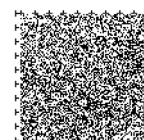
項目	第6期計画期間 実績			第7期計画期間 見込み		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施の有無	無	無	無	無	無	無

④成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実利用者数	人/年	2	2	1	1	1	1

※令和5(2023)年度は実績見込み



⑤成年後見制度法人後見支援事業

判断能力が十分でない障がい者や高齢者を保護し支援する成年後見制度利用についての相談や普及・啓発・研修事業等を行います。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施か所数	か所	0	0	0	1	1	1

※令和5(2023)年度は実績見込み

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

ア) 手話通訳者派遣事業

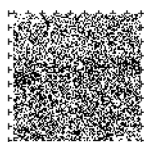
項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数	人/年	1	1	1	1	1	1
延べ件数	件/年	2	2	2	2	2	2

※令和5(2023)年度は実績見込み

イ) 要約筆記者派遣事業

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数	人/年	0	0	0	0	0	0
延べ件数	件/年	0	0	0	0	0	0

※令和5(2023)年度は実績見込み



⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
介護・訓練支援用具	延べ件数	件/年	3	1	0	0	0	0
自立生活支援用具	延べ件数	件/年	2	3	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	延べ件数	件/年	2	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	延べ件数	件/年	3	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	延べ件数	件/年	545	589	587	587	587	587
住宅改修費	延べ件数	件/年	3	1	0	0	0	0

※令和5(2023)年度は実績見込み

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な技術を習得する者を養成し、手話を必要とする障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
講習修了見込者数	人/年	0	0	0	1	1	1

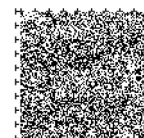
※令和5(2023)年度は実績見込み

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚障がい者、全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数	人/年	40	41	37	37	37	37
延べ時間	時間/年	4,234	3,917	4,439	4,439	4,439	4,439

※令和5(2023)年度は実績見込み



⑩地域活動支援センター事業

ア) I型

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1

※令和5(2023)年度は実績見込み

イ) II型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1

※令和5(2023)年度は実績見込み

ウ) III型

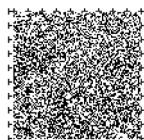
利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実施か所数	か所	0	0	0	0	0	0

※令和5(2023)年度は実績見込み

必須事業の見込量を確保するための方策

- 障害ある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができる共生社会を実現するため、相談支援事業の機能強化事業を直営化し、相談支援事業の拡大・拡充を図ります。
- 意思疎通支援事業については、サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、日常生活用具を適切に給付できるよう、引き続き制度の周知と利用促進を図ります。
- 移動支援事業については、サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用に努めます。
- 地域活動支援センター事業については、サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用に努めます。



(2) 任意事業

①日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者（児）について、日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用者数	人/年	14	13	12	12	12	12
延べ回数	件/年	511	550	578	578	578	578

※令和5(2023)年度は実績見込み

②社会参加促進事業

ア) 自動車運転免許取得・改造費助成

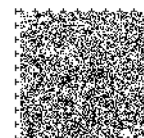
身体障がい者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために行う操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）の改造費の一部を助成します。

項目	単位	第6期計画期間 実績値			第7期計画期間 見込量		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用件数	件/年	0	0	2	2	2	2

※令和5(2023)年度は実績見込み

任意事業の見込量を確保するための方策

- 日中一時支援事業については、サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や制度の周知に努めます。また、日中一時支援の利便性を図るため、資源の柔軟な活用等について、関係機関と調整します。
- 社会参加促進事業については、自動車運転免許取得・改造費助成の利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めます。



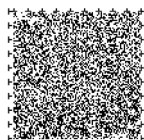


第3期障がい児福祉計画

国の基本指針では、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第三条第二号において、すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されていることに加え、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二条第二項において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要とされています。

本町では、子育てに関わる町の施設を集約した拠点施設「未来樹」を、令和6（2024）年11月に開設予定です。こどもたちが輝かしい未来に向かって一步一步着実に成長していけるよう、大淀町の中心地に根をはり、切れ目のない子育て支援を提供していく大きな樹をイメージして名付けました。

「未来樹」には、保育所型認定こども園、発達支援室、病後児保育室、地域子育て支援センターを内設し、子育てに関わる機能と経験豊富な職員を集約することで、より充実した子育て支援を提供します。

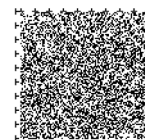


発達支援室「カラフル」は、心身の発達に配慮が必要な子どもを対象に、個々の特性に応じ個別支援を行うところです。指導員との一対一での関わりの中、様々な遊びを通して感覚統合を行います。また、支援内容を保護者にフィードバックすることで、子どもへの関わり方や、遊びを通しての発達支援を一緒に考えていきます。

対象となる子どもだけでなく、その家族に寄り添った支援を行うことで、自身の個性を最大限発揮し、未来に希望をもって生きていけるようサポートします。



大淀町子育て支援拠点施設 ～未来樹（みらいじゅ）～
完成イメージ



1 令和8(2026)年度の数値目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

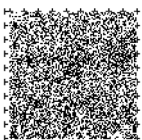
- 児童発達支援センターの設置：各市町村または各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保：各市町村または圏域に1か所以上

令和8(2026)年度に向けた本町の目標

項目	令和4 (2022)年度末 【実績値】	令和6 (2024)年度末 【目標値】	令和7 (2025)年度末 【目標値】	令和8 (2026)年度末 【目標値】
児童発達支援センターの整備（整備箇所数）	検討	検討	検討	検討
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	確保	確保	確保	確保
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	検討	検討	検討	検討
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保（設置箇所数）	検討	検討	検討	検討
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保（設置箇所数）	検討	検討	検討	検討
医療的ケア児支援の協議の場（保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野の協議の場）の設置	検討	検討	検討	検討
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	1人	1人	1人

本町の目標達成に向けた取組

- 南和圏域の市町村と連携・協働しながらセンター等の整備の取組を進めます。
- 障がい児が適切な支援を受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。



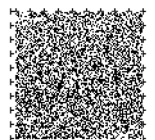
(2) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針

- 発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することが重要である。そのためには、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要である。
- 発達障がい者等に対して、適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

本町の目標達成に向けた取組

- 発達障がいを適切に診断するためには、医療機関との連携や医療機関の充実が必要となるため、奈良県及び医療機関等との連携により、発達診断にかかる医療体制の充実をめざします。
- 子育てや子どもの成長に不安がある家族の不安を軽減するため、また、正しい知識を身につけるため、保健センターや子育てサポートセンター等の関係機関との連携を強化し、チームによる支援体制を充実します。



2 障がい児福祉サービス等の実績及び見込み

①児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

項目	単位	第2期計画期間			第3期計画期間			
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
実利用者数	見込量	人/月	13	14	15	17	18	19
	実績値	人/月	20	18	17			
延利用者数	見込量	人日/月	100	107	115	108	110	117
	実績値	人日/月	125	113	92			

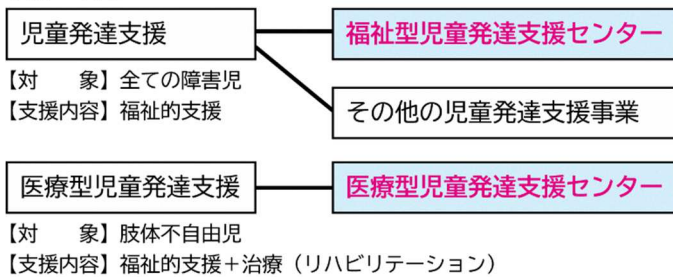
※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第2期計画期間中の利用実績が減少傾向でしたが、第3期計画期間では実利用者数を3年間で2人増加すると見込んでいます。

■令和4(2022)年6月 改正児童福祉法の内容(児童発達支援センター関係)

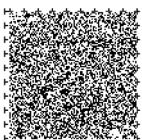
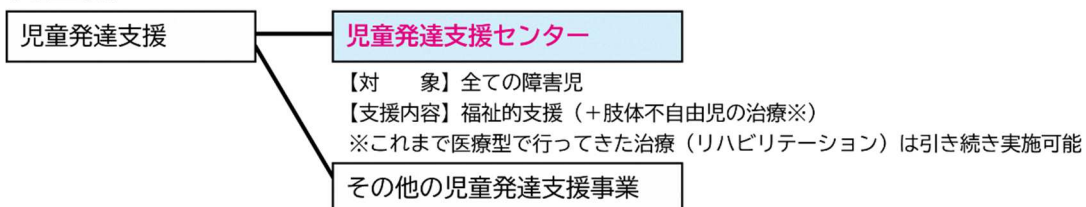
【現行】



一元化

福祉型と医療型を「児童発達支援センター」に一元化

【改正後】



②放課後等デイサービス

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

項目		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	42	45	48	53	60	67
	実績値	人/月	34	39	46			
延利用者数	見込量	人日/月	501	537	572	551	623	696
	実績値	人日/月	390	391	482			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第2期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第3期計画期間では実利用者数を年7人ずつ増加すると見込んでいます。

③保育所等訪問支援

保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適応できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。

項目		単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	1	1	1			
延利用者数	見込量	人日/月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人日/月	1	1	1			

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第2期計画期間中の利用実績が横ばいであったことから、第3期計画期間も横ばいで見込んでいます。



④居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

項目	単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	1	1	1		
延利用者数	見込量	人日/月	-	-	-	3	3
	実績値	人日/月	2	3	2		

※令和5(2023)年度は実績見込み

<見込量算出の考え方>

第2期計画期間中の利用実績が横ばいであったことから、第3期計画期間も横ばいで見込んでいます。

⑤障がい児相談支援

指定障がい児相談支援事業者が、障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業等の利用を希望する障がい児及び保護者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。

項目	単位	第2期計画期間			第3期計画期間		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
実利用者数	見込量	人/月	37	44	51	14	16
	実績値	人/月	12	11	13		

※令和5(2023)年度は実績見込み

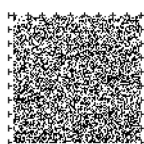
<見込量算出の考え方>

第2期計画期間中の利用実績が増加傾向にあったことから、第3期計画期間では実利用者数を3年間で5人増加すると見込んでいます。

障がい児支援サービス等の見込量を確保するための方策

○相談支援事業の直営化に合わせ、作業療法士等の専門職の確保をめざします。

また、町行政だけではなく、奈良県や関係機関との連携を通じ、町内及び圏域における福祉人材の確保を進めます。



○NPO法人、社会福祉法人、民間事業者などの事業参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。

○障がいのある児童が住み慣れた地域や通い慣れた地域で活動できる場の確保に努めます。



第6章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と評価・管理

計画の推進にあたっては、障害福祉担当課が主体となり、関係機関・団体、町民などと連携を図りながら、総合的・効果的に取り組んでいきます。

また、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者、医師、福祉関係団体、学識経験者などにより構成されている「地域自立支援協議会」において、本計画並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について定期的に評価・検証を行います。

2 連携・協力の推進

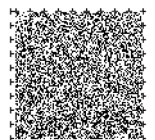
障がい福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、庁内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進し、障がいのある人やその家族のニーズに的確に対応できる福祉サービス提供体制の実現に向けて取り組みます。

3 地域共生社会の実現

地域づくり、まちづくりにとって重要なことは、他人を思いやり、互いに支え助け合おうとする精神であり、それを支えていくのは、その地域に暮らすすべての住民です。

日頃から家庭や地域において声かけやあいさつ、地域行事や地域での福祉活動などへの住民の参加・参画を促進するとともに、民生委員・児童委員など地域の福祉団体・関係機関との連携のもと、見守りをはじめ、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、災害時の情報伝達、安否確認、避難支援等、避難行動要支援者に対する支援体制の整備など、地域での助け合い・支え合いに基づく取組の充実を図ります。

また、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支えて」、「受けて」という関係性を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざします。



4 制度の円滑な実施とサービスの質の確保

(1) サービス利用援助の充実

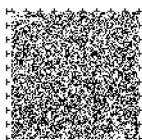
障がいのある人が日常生活におけるさまざまな問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、各種の制度を障がいのある人が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

(2) サービスの質の確保

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の各サービスを提供する事業者に対して、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう指導・監督を行い、サービスの質の向上を図ります。

障がい福祉サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障がい児福祉サービス等）を実施するサービス提供事業者は「サービス管理責任者」を配置することになっています。サービスの質の確保に必要な知識、技能の向上を図るため、県が実施する養成研修への受講促進などを事業者に働きかけます。

障害支援区分や支給決定が適正に実施されるよう、認定調査の聞き取りを十分に行うとともに、これまで以上に、認定審査会での情報提供や意見交換を慎重に行います。さらに、障がいのある人一人ひとりに適切なサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業者が行う相談支援事業の充実に努めます。

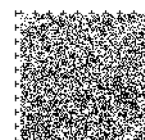


(3) 障がい者の権利擁護の推進

障がい者の地域での自立生活を支えるため、奈良県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、財産の保安全管理や各種申請など、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の推進を図ります。

また、平成 23(2011)年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)の趣旨を踏まえ、障がいのある人の虐待防止のための取組を推進するとともに、町民をはじめ、地域の様々な関係団体・機関との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応を図るためのネットワークの形成を図ります。

その他、平成 25(2013)年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が成立し、平成 28(2016)年4月から施行されたことに伴い、同年4月1日から施行された「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」(ガイドライン平成 31(2019)年4月二版)に基づき、障がい者差別の解消をはじめ、町民の理解促進等への取組を推進するとともに、令和5(2023)年4月に施行された「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」に基づき、障がいのある人が生涯にわたり、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かに生きる社会の実現をめざします。



5 計画の進行管理体制

計画の推進にあたっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、各事業の各年度における推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画の策定後は施策の進捗状況等を取りまとめ、的確に施策の評価等を実施するとともに、「地域自立支援協議会」を開催し、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。

なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国・県の施策や事業の変更など、本町の障がい福祉行政に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

また、障害者総合支援法においては、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

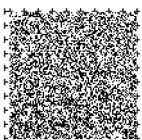
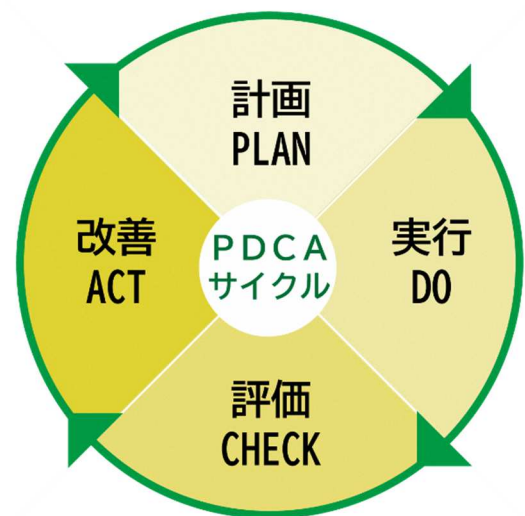
■計画におけるPDCAサイクルのイメージ

○計画におけるPDCAサイクル

PDCAサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、地域自立支援協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について町ホームページ等で公表します。

○点検・評価結果の反映

地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。



大淀町第7期障がい福祉計画・大淀町第3期障がい児福祉計画

令和6年3月発行

編集・発行 大淀町 住民福祉部 福祉介護課

〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地

TEL 0747-52-5501 FAX 0747-52-4310

